

作業環境測定士派遣事業の紹介

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会

当協会では職場環境改善のためのアドバイザー（専門家）を各地方公共団体に派遣しており、職場巡視などを行う「職場環境改善アドバイザー派遣事業」、公務災害対策に関するアドバイスを行う「公務災害防止対策アドバイザー派遣事業」、作業環境測定士を派遣する「作業環境測定士派遣事業」の3事業を実施しています。今回は、この中から「作業環境測定士派遣事業」についてご紹介いたします。

作業環境測定士派遣事業

「気温・湿度」、「騒音」、「化学物質の空气中濃度」などを専門家である作業環境測定士が専門機器で測定し、結果を報告します。改善策などのアドバイスや研修を実施することも可能です。測定した結果は、作業環境測定結果報告書（証明書）としてお送りします（当協会HPに報告書様式を掲載していますのでご確認ください）。

1 対象事業場

地方公共団体の事業場（地方公務員災害補償法が適用となる職員が常時勤務している事業所であれば、業種は問いません）

対象業種（測定項目例）
事務（事務所環境、情報機器作業環境）

上下水道（水質検査などで使用する

有機溶剤、特定化学物質など）

土木現場（溶接ヒューム）など

試験研究機関（有機溶剤、特定化学物質など）

病院（ホルムアルデヒド、キシレン、

エチレンオキシドなど）

清掃（騒音・金属、粉じん）

2 事業内容・プランと注意事項

Aプラン（測定のみ）、Bプラン（測定＋研修）…プランは団体のご要望に応じて。

（注）本事業による作業環境測定を地方公共団体における法定の作業環境測定とすることはできませんが、作業環境測定を行うことにより、現在の職場環境を具体的な数値で把握することができます。事業の詳細は当協会HPをご覧ください。

（注）本事業による作業環境測定を地方公共団体における法定の作業環境測定とすることはできませんが、作業環境測定を行うことにより、現在の職場環境を具体的な数値で把握することができます。事業の詳細は当協会HPをご覧ください。

派遣に関わる費用（測定料等）は当協会が負担します。

お申し込みは1年度1団体につき1回までとなります。

（要請内容）

（測定結果）

3 測定事例のご紹介

（1）土木事務所（事務所環境測定及び溶接ヒューム濃度測定）Bプラン

（要請内容）

当該土木事務所では、感染症対策として冬場も窓を一部開けているが、事務所内の空気が換気されているのかわからない、窓を開ける時間を短縮したいなどの課題があり、安全衛生委員会

で、換気のやり方、換気時間の検討が必要ではないか」との意見が出た。事務所内の空気環境を具体的に数値で測定する必要性を感じていたが、どの測定機器を使うべきか、どのように測定すべきかわからなかった。地方公務員安

全衛生推進協会で作業環境測定士を派遣する事業を実施していることを知り、測定の専門家である作業環境測定士に事務所環境の測定を要請することとした。併せて、土木事務所の職員が行っている溶接ヒューム作業環境を測定し、現在の作業環境が適切かどうかについても確認したい。

（測定結果）

事務所環境測定

事務室内の計4点（配置図）で事務所環境（温度、湿度、一酸化炭素濃度、二酸化炭素濃度、気流など）を測定。事務所衛生基準規則に従って測定を実施した結果、一部の項目（*）を除いてすべて基準を満たしていた（測定結果例）。

点及び 点では二酸化炭素濃度が他点より比較的高めに検出され、換気が十分にされていない恐れがあったため、排気、吸気設備設置などのアドバイス

